

=== 公害防止基準 ===

(1) 排水

排水が公共用水域に放流する場合は、水質汚濁防止法に基づき千葉県が規定している排水基準（表-1）、下水道に放流する場合は下水道法による排除基準（表-2）が適用される。建設候補地は現状で下水道放流できる状況にないが、現段階では、双方を自主規制値（案）とする。

表-1 公共用水域に放流する場合の基準

規制項目		単位	基準値	
健康項目に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01	
	シアン化合物	mg/l	不検出	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	不検出	
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1	
	六価クロム化合物	mg/l	0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	0.05	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005	
	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.3	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	
	ジクロロメタン	mg/l	0.2	
	四塩化炭素	mg/l	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	
	チウラム	mg/l	0.06	
	シマジン	mg/l	0.03	
	チオベンカルブ	mg/l	0.2	
	ベンゼン	mg/l	0.1	
	セレン及びその化合物	mg/l	0.1	
	ほう素及びその化合物	mg/l	10	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	8	
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100		
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5		
環境項目に係る排水基準	水素イオン濃度 (水素指数)	pH	5.8以上8.6以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	10	
	浮遊物質 (SS)	mg/l	20	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/l	2
		動植物油脂類含有量	mg/l	3
	フェノール類	mg/l	0.5	
	銅含有量	mg/l	1	
	亜鉛含有量	mg/l	1	
	溶解性鉄含有量	mg/l	1	
	溶解性マンガン含有量	mg/l	1	
	全クロム	mg/l	0.5	
	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000	
	窒素含有量	mg/l	15	
燐含有量	mg/l	1		

表-2 下水道放流の場合の排除基準

	規制項目	単位	基準値	
下水道法で定められた基準の項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	
	シアン化合物	mg/L	1以下	
	有機燐化合物	mg/L	1以下	
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	
	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されなきこと	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	
	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	
	チウラム	mg/L	0.06以下	
	シマジン	mg/L	0.03以下	
	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	
	ベンゼン	mg/L	0.1以下	
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	mg/L	10以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	
	フェノール類	mg/L	5以下	
	銅及びその化合物	mg/L	3以下	
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下	
	クロム及びその化合物	mg/L	2以下	
ダイオキシン類	pg/L	10以下		
条例で定められた基準の項目	水温	℃	45未満	
	pH		5を超え9未満	
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	600mg/L未満(5日間)	
	SS (浮遊物質)	mg/L	600mg/L未満	
	ノルマルヘキサン抽出物	鉱油	mg/L	5以下
		動植物油	mg/L	30以下
	沃素消費量	mg/L	220以下	
	窒素含有量	mg/L	60未満	
磷含有量	mg/L	8未満		

(2) 騒音・振動

建設候補地は、印西市の特定施設における騒音・振動基準において、その他の地域に区分され、基準値は表-3・4に示すとおりであり、本基準を自主規制値（案）とする。

表-3 吉田地区の騒音基準値

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の6時まで
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

表-4 吉田地区の振動基準値

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

(3) 悪臭

悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」もしくは「臭気指数」のいずれかにより悪臭の規制を行っている。千葉県悪臭規制において、印西市は「物質濃度規制」を適用する地域に指定されており、「悪臭物質濃度」による規制が適用される。表5～7に規制基準値を示す。本基準を自主規制値（案）とする。また、現施設で定めている臭気指数（敷地境界：15、煙突・臭突出口：500）は、新施設においても自主目標値（案）とする。

表-5 敷地境界での規制値

特定悪臭物質の種類	規制基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

表-6 排出口での規制基準値

<p>■規制物質 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p> <p>■排出口の規制基準値（流量）の算出式 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$</p> <p>$q$：流量（単位：$m^3 N/h$）←規制基準値 He：排出口の高さの補正值（単位：m）←有効煙突高さ Cm：悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制値（表 3-18）（単位：ppm）</p> <p>■排出口の高さの補正（有効煙突高さの計算）（ただし、有効煙突高さ（He）が5m未満となる場合、規制基準は適用されない）</p> <p>$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=0.795\{\sqrt{(Q \cdot V)}\} / (1+2.58/V)$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$ $J=1/\{\sqrt{(Q \cdot V)}\} \times \{1,460-296 \times V / (T-288)\} + 1$ He：補正された排出口の高さ（単位：m）←有効煙突高さ Ho：排出口の実高さ（単位：m） Q：温度 $15^\circ C$における排出ガスの流量（単位：$m^3/秒$） V：排出ガスの排出速度（単位：$m/秒$） T：排出ガスの温度（単位：K）</p>
--

表-7 排出水中での規制基準値

特定悪臭物質	事業所から敷地外に排出される排出水量	規制基準値 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 m^3/s 以下の場合	0.03
	0.001 m^3/s を超え、0.1 m^3/s 以下の場合	0.007
	0.1 m^3/s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m^3/s 以下の場合	0.1
	0.001 m^3/s を超え、0.1 m^3/s 以下の場合	0.02
	0.1 m^3/s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m^3/s 以下の場合	0.3
	0.001 m^3/s を超え、0.1 m^3/s 以下の場合	0.07
	0.1 m^3/s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m^3/s 以下の場合	0.6
	0.001 m^3/s を超え、0.1 m^3/s 以下の場合	0.1
	0.1 m^3/s を超える場合	0.03